

一般事業主行動計画の公表について

四国管財株式会社は、次世代育成支援対策推進法に基づき「一般事業主行動計画」を公表致します。

次世代育成支援対策法とは

次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、国、地方公共団体、事業主、国民が担う責務を明らかにし、平成17年4月より10年間かけて集中的かつ計画的に取り組んでいくためにつくられたものです。

一般事業主行動計画とは

企業が、社員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない社員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むための策定する計画です。

四国管財株式会社行動計画

全ての社員が仕事と子育て・介護を両立させることができ、その能力を発揮できるような雇用環境の整備を行うために、次のとおり行動計画を策定する。

- ・計画期間平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間とする。

- ・内 容

目標1：従業員の子どもの教育問題を始め、仕事以外でも相談できる体制を整える。

〔対策〕

平成25年10月まで専門機関との連携を確立する。

平成25年12月まで相談窓口を明確にし、社内報や研修時に周知していく。

目標2：子育てや看護・介護の際の休暇について時間単位での取得、勤務時間変更等の導入

〔対策〕

平成25年12月まで従業員への調査し、検討会を立ち上げる。

平成26年4月まで社内報や研修時に従業員への周知。

目標3：社内におけるセミナー開催により、従業員のスキルアップを目指す。

〔対策〕

平成25年5月まで社内セミナー「夢塾」を開催し、社内報やメールにて受講者を募る。

平成26年5月ごろ「夢塾」にての報告会を開催し、全従業員にも報告し次回に向けての検討。

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

職業生活と家庭生活の両立を支援できるように、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：平成28年4月1日 ～ 平成32年3月31日

2. 当社の課題

[継続的に長く就業する風土となっていない]

- ・若手従業員の終業継続が難しい
- ・家族の介護による離職が増えてきている

3. 定量的目的

[継続就業年数を男女ともに十年以上にする]

4. 取組内容

[入社3年目から5年目の従業員がキャリアアップできる仕組みをつくる]

平成28年4月～ 対象となる従業員へ意識調査を行う

平成28年9月～ キャリアアップの仕組み作りを行う

平成29年4月～ キャリアアップの仕組みを周知する

平成29年6月～ キャリアアップのための研修会の実施

[休業からの復職者へのサポート体制をつくる]

平成28年4月～ 研修時に復職者へのサポート・マネジメントの
研修内容を加える

[介護を理由に退職する従業員の支援制度を利用しやすい環境を整備する]

平成28年7月～ 利用可能な支援制度に関する情報収集を行い活用できる
制度を検討する

平成29年4月～ 短時間勤務制度・勤務部署の変更等により柔軟な働き方
に対応できる体制をつくる